

令和 7 年 7 月 9 日

第 7 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 7 号

令和 7 年 第 7 回 定例会

日時：令和 7 年 7 月 9 日（水）午後 2 時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長

丹 羽 恵玲奈

教育長職務代理者

清 水 俊 明

委 員

小 川 賀 代

委 員

福 田 雅

委 員

中 野 円 佳

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長

吉 田 雄 大

教 育 総 務 課 長

熱 田 直 道

教育推進部副参事

内 山 真 宏

教 育 指 導 課 長

山 岸 健

教育施策推進担当課長

藤 咲 秀 修

児 童 青 少 年 課 長

日比谷 光 輝

教育センター所長

木 内 恵 美

真砂中央図書館長

猪 岡 君 彦

「書 記」

庶 務 係 長

大 川 育 子

庶 務 係 主 査

平 手 由佳莉

令和 7 年

第 7 回教育委員会定例会

令和 7 年 7 月 9 日（水）午後 2 時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 小川 賀代 委員

第 1 議事録の承認

議事録第 5 号 （令和 7 年第 5 回定例会）

議事録第 6 号 （令和 7 年第 6 回定例会）

第 2 議案の審議

第 5 8 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の後援名義の使用について

第 3 報告事項

(1) 区立小学校における水泳指導中の事故について (資料第 1 号)

※報告事項 (1) については、非公開になることが見込まれています。

第 4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○丹羽教育長 では、定刻になりましたので、第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席いただいております。理事者は、宮原学務課長が欠席しております。

本日の議事録署名人でございますが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第5号 (令和7年第5回定例会)

議事録第6号 (令和7年第6回定例会)

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第5号及び第6号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第58号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は1件です。

第58号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第58号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明申し上げます。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の勤務に係る規定整備を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、14ページ中段をご覧ください。第14条第4項第2号において、年次有給休暇の繰り返しに係る子育て部分休暇及び育児部分休業の取り扱いを定めます。

次に、14ページ下段から15ページをご覧ください。第29条の2第1項において、「障害児等」の要件を規定するとともに、子の看護等休暇の対象に、満12歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある障害児等を追加いたします。

次に、17ページ中段をご覧ください。第30条第12項においては介護休暇について、第30条の

2 第 2 項においては介護時間について、取得可能な時間帯を拡充するよう改正いたします。

次に、17 ページ下段から 18 ページをご覧ください。育児部分休業及び子育て部分休暇の取得形態の追加に伴い、第 30 条の 2 第 3 項において、現行の育児部分休業を「第一号部分休業」、現行の子育て部分休暇を「第一号部分休暇」と定めます。

次に、18 ページから 21 ページをご覧ください。第 30 条の 3 において、子育て部分休暇の取得要件、申請方法等、子育て部分休暇の取り扱いについて定めます。

次に、23 ページ中段から 24 ページをご覧ください。第 30 条の 8 から 12 においては、妊娠、出産等の申し出をした職員に対する意向確認等である出生時両立支援制度等の対象となる制度または措置、申請方法等を定めます。

次に、25 ページ中段から 26 ページをご覧ください。第 30 条の 13 から 14 においては、3 歳に満たない子を養育する職員に対する育児期両立支援制度等の対象となる制度または措置を定めます。

また、これらの規則改正に伴い、文言及び子育て部分休暇の申請に係る様式の改正を行います。

最後に、本条例の施行期日は、令和 7 年 10 月 1 日といたします。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○中野委員 法律文面を読み慣れていなくて、かつ基本的なことかもしれないのですが、23 ページで新たに加わっている深夜勤務の制限とか超過勤務の制限は、昔の母体保護的なものを思い出しました。これはご本人の意向とかにかかわらず、制限が入るようなものでしたでしょうか。

○丹羽教育長 育児短時間とか部分休業とか深夜勤務の制限、これは多分本人の意向ですよ。申し出をするというか。

○教育指導課長 はい。

○中野委員 申し出をすれば、それが認められたり、制限されたりするということですね。

○丹羽教育長 ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 3 報告事項

(1) 区立小学校における水泳指導中の事故について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきますが、報告の前にお諮りしたい件がございます。

報告事項(1)は、「区立小学校における水泳指導中の事故について」となっております。文京区教育委員会会議規則第 12 条ただし書には、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と規定されており、本報告事項は、個人情報に伴うため、非公開としたいと思いますが、各委員の皆さん、非公開でご異議ございませんか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたします。

第4 その他の事項

○丹羽教育長 非公開の報告事項に入る前に、その他の事項ということで毎回、ご意見があるかどうか先に確認させていただいております。その他で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようであれば、次の案件に進めたいと思います。

それでは、この非公開の報告事項をもちまして、本日の教育委員会は終了となりますので、傍聴の方はこれよりご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(以下、非公開)

令和 7 年 7 月 9 日

議事録署名人

教育長

委員